

能美市告示第 6 3 号

能美市自衛消防団補助金交付要綱を別紙のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

能美市長 井 出 敏 朗

能美市自衛消防団補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、自衛消防団を組織する町会又は町内会(以下「町会」という。)に対し、自衛消防団の消防活動に必要な施設及び機材等(以下「機材等」という。)の充実並びに自衛消防団員として必要な知識及び技能習得の促進に対する補助金の交付に関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、町会とする。

(補助事業及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)の区分及び補助金の額は、別表1、別表2及び別表3に定めるとおりとし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助回数)

第4条 補助金の交付は、1町会につき事業区分ごとに1年度1回限りとする。ただし、別表2に定める消防ポンプの修繕において、市長が緊急に修繕の必要があると認めたときは、この限りでない。

(補助金の事前要望)

第5条 補助金の交付を受けようとする町会(以下「補助事業者」という。)は、第3条に規定する別表1の事業区分については、補助事業実施の前年9月末日までに能美市自衛消防団補助事業実施要望書(様式第1号。以下「実施要望書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書又は設計書
- (2) カタログ又は図面
- (3) 保管場所図又は設置場所図

- 2 市長は、前項の規定により提出された実施要望書等の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を能美市自衛消防団補助事業実施要望の審査結果について(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助事業の実施前に能美市自衛消防団補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 見積書又は設計書
- (2) カタログ又は図面(別表2の消防ポンプの修繕を除く。)
- (3) 保管場所図又は設置場所図

- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者は別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業に係る補助金の交付については、技能演習実施後に、能美市自衛消防団補助金交付申請書(様式第3号)に消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理実施報告書(様式第4号)を添えて申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、能美市自衛消防団補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業については、市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金額を確定し、能美市自衛消防団補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第6号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した能美市自衛消防団補助事業実績報告書(様式第7号)に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業(別表3に掲げる消火活動強化訓練及び消防ポンプ維持管理の事業を除く。)の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに能美市自衛消防団補助金確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第10条 第7条第2項又は前条の規定により通知を受けた者は、能美市自衛消防団補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この告示により定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

機材等に対する補助金(事前要望を要するもの)

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消防ポンプ(附属品含む。)の購入	消防ポンプの性能規格が、動力ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和61年自治省令第24号)に定めるB-2級又はB-3級の基準を満たすものであること。 現在使用の消防ポンプ取得の日から起算して7年以上が経過していること。 消防活動支援協定を締結していること。	2/3	1,000,000円	(補助の対象となる附属品の品目及び数量) 吸水管(2本)、ストレーナ(1個)、藤かご(1個)、吸水管用消火栓結合金具(1個)、消防用ホース(3本)、管鎗(1本)、中継金具(1個)、ポンプ保護カバー(1個)
消防ポンプ運搬車両及び台車の購入	消防ポンプ及び附属設備を設置できるよう改装された車両等を購入し、常時消防ポンプを積載すること。 当該車両等の専用格納庫を保有していること。 消防活動支援協定を締結していること。	1/3	500,000円	
消防ポンプ格納庫の新築、増改築	設置場所となる土地を所有し、又は占有できること。 建物について不動産登記をすること。 申請年度内に完成すること。 消防活動支援協定を締結していること。	1/2	2,000,000円	消防ポンプ格納庫に付帯する消防用資機材保管場所及び団員の打合せ場所を補助対象に含む。 土地の購入、既存建物の解体、建物の設計及び不動産登記に要する費用は、補助対象に含めない。 緊急防災・減災事業債の適用が受けられる間の時限措置とする。

別表 2 (第 3 条関係)

機材等に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動に必要な機材等の購入	予算の範囲内に限る。	1/2	50,000円	(対象品目) 消防用ホース、吸水管、 管鎗、鳶口、消火栓スタン ド、消火栓ハンドル、 防火衣、活動服、ヘルメ ット、手袋、靴、ホース 巻き
消防ポンプの 修繕	予算の範囲内に限る。 消防活動支援協定を締 結していること。	1/2	500,000円 (同一年度2回目 以降は上限250, 000円)	

別表 3 (第 3 条関係)

団員の技能の保持及び向上に係る訓練及び団員の保険加入に対する補助金

事業区分	補助の要件等	補助率	補助限度額	備考
消火活動強化 訓練	技能演習に参加すること。 対象期間：前年 7 月～本 年 6 月	定額	20,000円	第4条の規定にかかわら ず、技能演習の後に申請 するものとし、別に定め る「消火活動強化訓練及 び消防ポンプ維持管理実 施報告書」を添付するこ と。
消防ポンプ維 持管理	技能演習に参加すること。 対象期間：前年 7 月～本 年 6 月	定額	20,000円	第4条の規定にかかわら ず、技能演習の後に申請 するものとし、別に定め る「消火活動強化訓練及 び消防ポンプ維持管理実 施報告書」を添付するこ と。
自衛消防団員 の保険加入費 (町会等が費 用負担するも の)	消防活動支援協定に基 づく市加入の共済制度 の対象ではない団員に 係る保険加入であるこ と。	1/2	団員1人当たり 上限1,500円	保険加入に要する費用に 限る。